

6 総務省

令和6年1月27日(土) 13:30 現在
総務省

1月23日からの大雪等に関する被害状況等について(第7報)

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定 (注1)	NTT 東日本	・被害情報無し
	NTT 西日本	・被害情報無し
	NTT コミュニケーションズ*	・被害情報無し
	KDDI	・被害情報無し
	ソフトバンク	・被害情報無し
携帯電話等	NTT ドコモ	・被害情報無し
	KDDI (au)	・被害情報無し
	ソフトバンク	・被害情報無し
	楽天モバイル	・被害情報無し

(注1) 事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報無し
- ・市町村防災行政無線：被害情報無し

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

被害情報無し

3. 郵政関係

被害の種類	被害状況等
局舎被害関係	○エリアマネジメント局1局 北海道1局
窓口業務関係 (ATM含む)	○エリアマネジメント局2局において業務休止 北海道2局 ○簡易郵便局3局→2局において業務休止 北海道3局→2局
配達業務関係	○道路の交通規制、航空便・船舶便の欠航等により、郵便物、ゆうパック等の配達遅れが発生

Ⅱ 総務省の対応状況

- 1月22日(月)15時15分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置
- 1月24日(水)20時30分、情報連絡室を総務省災害対策本部(長:大臣官房長)に改組

<電波利用料>

1月25日(木)、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 放送関係

(1) NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和6年1月から令和6年2月まで(2か月間)の放送受信料を免除。

(2) (一社)衛星放送協会・スカパーJ S A T (株)

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。

(3) (株)WOWOW

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。

2. 日本郵政グループ関係

- 災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、貯金及び保険に関する非常取扱いを1月25日(木)から実施。なお、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様に非常取扱いを実施。

<貯金関係>

- ・通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

<かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約関係>

- ・保険料の払込猶予期間の延伸(最長6か月間)
- ・保険金の支払い等の非常取扱い

大臣官房総務課防災・調整係

電話 03-5253-5090

F A X 03-5253-5091